

議案第19号

行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

行政組織改編に伴う関係条例の整備に関する条例  
(大田原市議会委員会条例の一部改正)

第1条 大田原市議会委員会条例(昭和42年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「建設水道部」を「建設部、水道局」に改める。

(大田原市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 大田原市都市計画審議会条例(昭和45年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設水道部」を「建設部」に改める。

(大田原市水道料金審議会条例の一部改正)

第3条 大田原市水道料金審議会条例(昭和52年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設水道部」を「水道局」に改める。

(大田原市下水道使用料等審議会条例の一部改正)

第4条 大田原市下水道使用料等審議会条例(昭和57年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設水道部」を「水道局」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。